

伊達市立保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル実施概要書

伊達市では、これまで21世紀の教育の場として新しい保原小学校の施設がどうあるべきか、多くの関係者の参画を基に議論を積み上げてきました。その考え方は「伊達市立保原小学校移転改築基本計画報告書（抜粋）」にまとめられております。

本プロポーザルはこれらの議論を踏まえ関係者の意見調整を適切に行ないながら、魅力ある新しい保原小学校校舎を具現化できる卓越した能力を持つ設計者を選定するために行なうものです。

設計者に求められる具体的な能力として、①柔軟かつ高度な発想力、②意見調整能力、③地域の「シンボル」となる魅力ある学校を実現できるデザイン能力、④問題解決能力等が挙げられます。

本プロポーザルはこのような能力を総合的に評価することによって設計者を選定することを目的としています。

以下、本プロポーザルの実施概要を示します。

伊達市

I 参加資格

1. 公募地域の限定：東北・関東地方に本社又は営業所がある設計者
2. 当該基本設計を担当する設計者（総括責任者）が延べ床面積1,000㎡以上の学校建築（校舎部分に限る）、若しくは延べ床面積1,000㎡以上の公共施設的设计実績があること。

II 第1段階

1. 市が提供する資料

①伊達市立保原小学校移転改築基本計画報告書（抜粋）

注）報告書に示される数値目標や基本計画図は、本プロポーザルの参考資料として位置付けるものであり、必ずしもこれに拘束されるものではありません。

②地図等

・位置図 ・平面図 ・都市計画図 ・予定地 ・飛び地

③現地写真

・新保原小学校予定地 ・保原小学校現校舎

④市勢要覧（抜粋）

⑤伊達市立保原小学校学校要覧

⑥プロポーザル競技のための基本設計の条件（進め方・技術提案の内容等）

・本書による。

⑦成果物等の著作権に係る取り扱いについて

2. 提出書類

①伊達市立保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル申請書一式

ア. 提出方法

- ・申請書（別紙受付票記載の該当書類一式、書類No.順）
- ・A4判フラットファイル（表表紙・背表紙に事務所名を記載）に上記の申請書一式を綴ること。
- ・上記書類は1部とする。
- ・返信用封筒（長3、宛名は設計者行き記入）（80円切手貼付）1通を添付すること。
- ・下記②以降の資料を併せて提出すること。

②この公募業務を直接担当する設計者（総括責任者）の実績を示す資料

ア. 延べ床面積1,000㎡以上の学校建築（校舎部分に限る）、若しくは延べ床面積1,000㎡以上の公共施設の設計実績を「総括責任者経歴書（様式第1号）」に記載すること。設計実績のうち代表作の名称、所在地、施設概要、規模、設計コンセプト、特記事項を示した平面プランをA3判1枚にまとめ、右肩に（参考資料）と記入すること。

イ. アに示す代表作の現況写真を外観2枚、内観5枚—合計7枚としてA3判1枚にまとめること。代表作が学校の場合は普通教室、特別教室、ホール等の特色ある室やスペース等を内観写真で示すこと。学校以外の公共施設の場合は、その公共施設の中心となる室スペースを重点的に示すこと。

ウ. その他

- ・文字のフォントは10ポイント以上とする。
- ・提出する資料は施設設置者の承諾を得ること。

③事務所の代表作品に関する資料

ア. 事務所の代表1作を施設概要、規模、設計コンセプト、内外観写真、平面計画図、特記事項でA3判1枚にまとめ、右肩に（参考資料）と記入すること。

イ. その他

- ・文字のフォントは10ポイント以上とする。

④当公募事業の基本設計作業のための体制に関する資料

ア. 基本設計作業のための体制（様式第2号）

イ. 主任担当技術者経歴書（様式第3号）

ウ. 基本設計作業のための協力事務所調書（様式第4号）

エ. 設計方法や設計プロセスに関する記述（様式第5号、文字のフォントは10ポイント以上とする。）

⑤保原小学校改築事業基本設計に係る公募事業の提案課題

「伊達市立保原小学校移転改築基本計画報告書（抜粋）の第1章1-1」に示すものとする。

ア. 新「保原小学校」に求めるもの

イ. 新「保原小学校」校舎に期待する新しい発想

ウ. 新「保原小学校」の具体的なイメージ

エ. 環境への配慮と管理に関する提案

注) 環境への配慮について、温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案は精緻な数値目標等を求めるものでなく、設計にあたって、考え方や具体的な取り組み法等を求めるものであること。

以上を受け止めて、それぞれについて提案者の考えをA3判（様式第6号）2枚にまとめること。

オ. その他

- ・設計者を特定できるような名前、サイン等を表現しないこと。
- ・図等は説明を補足するイメージスケッチ程度とし、図面等は不可とする。
- ・文字のフォントは10ポイント以上とすること。

⑥申請方法

ア. 技術提案書（様式第7号）の下に、上記②のアとイ、③のア、④のア、イ、ウ、エ、⑤の順にA4判に折り込み左肩1箇所を綴じること。

イ. 事務所名を記入したA4判サイズの封筒7通にアの資料1部ずつ入れること。

ウ. 上記イの封筒7通、①の申請書と返信用封筒をまとめて一括提出すること。

エ. 提出は郵送を原則とするがこだわらない。ただし、応募期間内に必着すること。

3. 応募期間

平成20年1月15日（火）午前9時から平成20年2月12日（火）正午まで。

4. プロポーザル参加表明

①参加表明の期限

プロポーザルの参加表明は「保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル参加表明書（様式第8号）」により行なうこと。公募公告の日か

ら受理し、平成20年1月29日（火）午後4時まで必着とする。ただし、郵送の場合は最終日付の消印を有効とする。

②参加辞退申出の期限

参加表明した設計者が辞退する場合は、**保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル参加辞退申出書（様式第10号）**により、平成20年2月12日（火）正午まで辞退すること。

5. 新保原小学校建設予定地と現保原小学校校舎の案内

①集合場所

- ・伊達市庁舎1階シルクホール／福島県伊達市保原町字舟橋180番地
- ・阿武隈急行大泉駅 西方面に徒歩5分

②集合日時

- ・平成20年1月22日（火）
- ・下記の現地案内時間の15分前

③現地案内時間（2回予定）

- ・午後1時15分から2時15分まで
- ・午後2時15分から3時15分まで

④現地への移動方法

現地へは、市のマイクロバスにより移動する。

6. 質疑

①質疑の期間

平成20年1月23日（水）午前9時から平成20年1月25日（金）午後4時までとする。

②質疑方法

- ・質問等は「質問書（様式第9号）」により行うこと。
- ・必ず郵送とすること。

③回答

質問等に対する回答は、平成20年1月28日（月）に当市ホームページに掲載する。

7. 審査

①実施日

平成20年2月18日（月）

②第1段階選出者

7者程度

③合否に関する審査結果通知書

平成20年2月19日（火）に発送する。

8. 第1段階選出者代表作品のアンケート調査

①実施日

平成20年2月21日（木）に予定

②実施内容

代表作品の設置者及び管理者にアンケート調査を行なう。

Ⅲ 第2段階

1. 最終競技審査実施日

平成20年2月26日（火）

2. 会場

伊達市本庁舎2階特別会議室

3. 最終競技審査

①対象

第1段階選出者

②内容：公開ヒヤリングによる最終競技

ア. 時間：午前10時～正午、午後1時～午後2時30分、ヒヤリングの時間は第1段階選出通知時に指定する。

イ. 方法：1次選出者による提案書の説明の実施、その後審査員が質疑を行なう。

・時間は30分（説明15分 質疑10分 交代5分）

・説明者は当基本設計業務を直接担当する設計者（総括担当者）とし、出席者数は3人以内とする。

・説明は提出された書類のみで行なう。そのほかの資料は受けない。

・ヒヤリングは一般公開とする。

ウ. 謝礼金

・第1段階選出の7者に説明事務費として10万円を支給する。

・支払いは口座振替による。第1段階選出通知時に「振込依頼書」を同封する。

Ⅳ 第3段階

1. 伊達市立保原小学校改築事業基本設計業務の随意契約

①契約日：平成20年2月28日（木）

②委託期間：平成20年2月28日（木）から平成20年6月30日（月）まで。

V その他

1. 応募者全員に選考結果を通知する。
 - ・通知は第1段階審査又は第2段階審査の終了後に送付する。
2. 伊達市立保原小学校改築事業実施設計業務
 - ・当該実施設計業務は、基本設計業務に原則は継続するものであるが、後に協議する。
3. プロポーザル審査プロセスの公表
 - ①設計者選定の検討から決定までのプロセス
 - ②第1段階選出者提案書の一部
 - ③応募した設計者一覧
 - ④審査講評の一部

VI 保原小学校改築事業設計業務公募型プロポーザル審査委員

区分	氏名	備考
委員長	中村 勉	ものづくり大学特別客員教授
委員長職務代理者	阿部 成治	福島大学人間発達文化学類教授
委員	吉村 彰	東京電機大学情報環境学部情報環境学科教授
	村上 伸栄	伊達市立保原小学校長
	川崎 理恵子	伊達市立保原小学校PTA会長
	武田 芳則	伊達市副市長

VII 伊達市立保原小学校改築事業（案）

注)この事業内容の数値等の設定は、プロポーザル技術提案のためのもので、現時点での想定数値を示す。

1. 総事業費（造成関連・外構工事含む。）
 - 上限額を40億円とする。
2. 計画施設の概要
 - ①施設名称
伊達市立保原小学校
 - ②敷地の場所
伊達市保原町字弥生町15番地1
 - ③施設用途
小学校

3. 基準とする学校施設規模

①平成23年度児童数（実数）

区分	児童数（人）			学級数（組）		
	女子	男子	計	(福島県方式) 1・2年生は30 人学級、ほか の学年は33人 程度学級	40人 学級	特別支 援学級
1年生	64	71	135	5	4	
2年生	74	62	136	5	4	
3年生	79	68	117	4	3	
4年生	59	71	130	4	4	
5年生	61	76	137	5	4	
6年生	71	62	133	5	4	
全校	314	410	788	28	23	3

②現状の学校規模（平成19年度）

ア. 教職員数

校長：1、教頭：1、教務主任：1、教務係（生活指導主任）：1、教務係（研修主任）：1、普通学級：26、特別支援学級：2、特別支援補助員：3、養護教諭：1、主査：1、事務：1、庁務員：1、スクールカウンセラー：1、主任栄養技師：2、給食：2

イ. 児童数

1年生：130人、2年生：133人、3年生：122人、4年生：124人、5年生：131人、6年生：109人、特別支援：13人

ウ. 学級数

普通学級：26、特別支援学級：2

エ. 既存施設の概要

- ・現学校所在地：福島県伊達市保原町大泉字大館 78 番地

- ・校地面積

建物敷地：9,718 m²、運動場：11,989 m²、その他：1,297 m²

- ・保有床面積

校舎：5,537 m²、屋内運動場：1,034 m²

4. プロポーザル競技設計提案のための与条件

設計提案のための与条件は下記のとおり。公開した「基本計画報告書（抜粋）」の基準数値に変わらないが、基本設計で決定する。

①敷地の条件

ア. 敷地

・総面積 29,624㎡

a. 敷地面積：約 27,670 ㎡

b. 飛び地：2,130㎡

校地東側市道の向かい側に飛び地2,130㎡あり。ただし、国道399号線と市道の交差点改良工事を想定するが、当面は学校教職員専用駐車場とする。

・実質面積：約25,000㎡

※校地周辺の道路改良予定地のセットバック

a. 校地北側の国道399号線「都市計画道路・陣屋線／幅員12m改良済」は市施策として幅員25mのシンボルロードの延伸を想定するため、国道境界から6.5mセットバック

b. 校地東側市道：市道境界から6mセットバック

イ. 用途地域及び区域の指定

・区域の指定：都市計画区域内（市街化区域）

・用途地域：第1種住居地域

・日影規制：指定なし

・防火地域の指定：法22条指定区域

・その他の地域地区：指定なし

・建ぺい率・容積率：60%・200%

・D I D地区であること。

※D I D；人口集中地区のこと。国勢調査において設定される人口密度が1haあたり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。

ウ. ボーリング

・敷地近くのボーリングデータあり。ただし、基本設計期間中に協議し特定した位置にボーリング調査を実施する。

エ. 敷地測量

・実測測量、横断測量等は基本設計期間中に協議し実施する。

②施設の面積等の条件

ア. 校舎：約8,400㎡

a. 普通教室各学年5室 計30室

・学年教師・教材ステーション

- ・児童トイレ
- ・オープンスペース、小教室等
- b. 特別支援教室3室（将来4室とするためのスペース要）
 - ・教師・教材ステーション
 - ・児童トイレ
 - ・プレイスペース等
 - ・将来増設有
- c. 共通諸室
 - ・図書館
 - ・コンピュータ室
- d. 特別教室
 - ・理科室2室、準備室
 - ・図工室2室、準備室
 - ・家庭科室1室、準備室
 - ・音楽室2室、準備室
- e. 管理諸室
 - ・校長室、応接室、事務室、会議室、校務センター、教職員ラウンジ、休憩室、印刷室、庁務員室、保健室、教育相談室、PTA／ボランティア室、職員玄関、倉庫等
- f. その他
 - ・児童会室、放送室、児童昇降口等
- イ. 屋内運動場：約1,550㎡
 - a. アリーナ
 - ・大アリーナ：バスケットコート（14m×24m）2面
 - ・小アリーナ：バレーコート（9m×18m）1面
 - ・ステージ
 - b. 附属施設
 - ・器具庫、トイレ等
- ウ. クラブハウス：約300㎡
 - ・屋内運動場への複合
 - ・開放用器具入、防災用備蓄倉庫、男女別更衣室、ミーティング室等
- エ. プール
 - a. 低学年プール：水面積200㎡
 - b. 高学年プール：25m 6コース 水面積330㎡
 - c. プール附属施設：約200㎡
 - ・更衣室、機械室、倉庫等

- オ. 講堂：約1,000㎡
 - ・ 300席程度
 - ・ 利用想定：音楽活動ホール機能、大学との連携用の講義、講演会等
- カ. 放課後児童クラブ：約500㎡
 - ・ 対象人員150名（1学年から3学年）
- キ. 放課後子ども教室：学校施設利用による対応施設の検討
- ク. グラウンド
 - ・ 200mトラックと100m直線路
- ケ. 大学との連携拠点として教育研究室の設置
- コ. 主要構造；今後の検討により、基本設計で決定する。
- サ. 駐車場
 - ・ 職員駐車場：飛び地に50台程度設置
 - ・ 一般駐車場：敷地内に50台程度設置
 - ・ その他：放課後児童クラブ等の保護者による自家用車送迎多数有
 - ・ 中心市街地の民間駐車場の活用
- シ. 学校の位置付け
 - ・ 伊達市の初等教育を支える中心的な位置付けとなる小学校
 - ・ 市街地中心に移築する市街地活性化のための小学校
- ス. 地域連携・開放
 - ・ 講堂、屋内運動場、一部特別教室、グラウンド等を地域開放
 - ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室で学校施設を利活用
 - ・ 防災施設

③耐震安全性の分類

「総合耐震計画基準」（平成18年8月4日付け国営計第66号）による。

5. 建設の条件

①実施設計

平成20年7月～平成21年3月（予定）

ただし、文部科学省等の改築申請手続きに対応すること。

②建設工期

・ 文部科学省の改築申請の交付決定時期による。

6. 設計と条件の資料

①別途協議による。

②福島県建築設計業務委託共通仕様書による。

7. 総括責任者及び主任担当技術者の資格要件

総括責任者及び主任担当技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士
- ・ （社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

8. 関係法令

- ・ 都市計画法
- ・ 福島県都市計画法施行条例
- ・ 福島県人にやさしいまちづくり条例
- ・ 建築基準法
- ・ 福島県建築基準法施行条例
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律等

9. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、プロポーザル方式により業務を受託した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- ①管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成9年4月以降の同種又は類似業務の実績
- ②担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験、平成9年4月以降の同種又は類似業務の実績
- ③協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な内容（協力者がある場合）
- ④分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験・平成9年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「平成9年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、次のア～ウ全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ア．平成14年4月以降に完成した施設の設計業務実績

イ．本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

ウ. 次を満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務の実績における対象施設は、官公庁発注の施設とする。
- ・類似業務の実績における対象施設は、官公庁発注の施設とする。

10. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

11. 基本設計業務の内容及び範囲

①一般業務の範囲

- ア. 建築（意匠）基本設計
- イ. 建築（構造）基本設計
- ウ. 電気設備基本設計
- エ. 機械設備基本設計
- オ. 敷地造成のための設計及び敷地計画設計
- カ. その他協議によるもの

12. 基本設計業務の実施条件

①一般事項

- ・基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行うこと。

②協議調整

- ・業務の実施にあたって、保原小学校建設事業プロジェクト・チーム、保原小学校施設等検討委員会並びに保原小学校教職員と協議調整を数回程度行うこと。

VIII 連絡等

伊達市立保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会事務局

①郵送等の宛て先（事務局所在地）

〒960-0792

福島県伊達市梁川町青葉町1番地

伊達市教育委員会総務課 「プロポーザル申請書在中」と朱書きのこと。

TEL. 024 (577) 3245

Fax024 (577) 7203

E-mail education@city.date.fukushima.jp

URL:http://www.city.date.fukushima.jp/

②契約権者及び申請書等の申請先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市長 仁志田昇司

③事務局

伊達市教育委員会総務課施設係

TEL. 024 (577) 3245

Fax024 (577) 7203

E-mail education@city.date.fukushima.jp